

障がいのある方の後期高齢者医療の申請

◆障害認定申請◆

一定の障がいのある65歳から74歳までの方のうち、申請により北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療に加入することができます。加入する際は、現在加入している健康保険を脱退する必要があります。

- 制度の内容**
- ・保険証の自己負担割合は1割です。ただし、現役並み所得の方は3割負担になることがあります。
 - ・被保険者本人となるため、保険料が一人ひとりにかかります。

加入対象となる一定の障がいとは

- (1) 障害基礎年金1、2級を受給している方
※国民年金以外の障害年金受給者については個別に問い合わせしてください。
- (2) 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- (3) 身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当される方
 - 音声障害○言語障害○下肢障害4級1号（両下肢の全ての指を欠くもの）
 - 下肢障害4級3号（一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの）
 - 下肢障害4級4号（一下肢の機能の著しい障害）
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
- (5) 療育手帳A（重度）をお持ちの方

加入を検討する方は、後期高齢者医療における負担割合や保険料など制度の説明をしますので、気軽に相談してください。

問い合わせ先：町民課 後期高齢・医療給付グループ（3番窓口） ☎82-2325

障がいのある方・難病の方へマスクを配布します

町は、新型コロナウイルス感染症に対する感染予防対策の観点から、重症化リスクの高い障がいのある方や難病の方などに、通院・通所する病院や施設での感染予防のためマスクを配布します。

【対象者】（4月1日現在）

- ①身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者福祉手帳1級の交付を受ける、町内に住民登録のある方
- ②特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受ける、町内に住民登録のある方

【配布】

- ①の方には、郵送で配布します（申請不要 8月下旬より順次発送）。
- ②の方は、いきいき4♥6健康福祉課窓口で配布しますので、受給者証と印鑑をご持参の上お越しください。

※配布枚数は1人50枚で、配布は1回限りです（重複対象者も1人50枚です）。

※令和3年3月31日までに新たに上記対象者に該当された方も配布対象となります。

問い合わせ先：健康福祉課 福祉支援グループ ☎82-5541